

平成 27 年 5 月 1 日記者配布資料

平成 27 年 4 月 30 日作成
健康福祉部福祉課
担当：特命課長 住本
内線：2360

生活にお困りの方を応援します

専用ダイヤル 89-2332

平成 27 年 4 月 1 日施行の「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者自立支援制度が創設されました。

三木市では、生活困窮者のための自立支援窓口として、生活のことで悩んでいる方のための窓口を設置しました。相談支援員と一緒に考え、解決に向けてサポートします。生活のことでお困りの方はご相談ください。

1. 実施事業

(1) 自立相談支援事業

相談員 2 名を配置し、関係各課や関係機関と連携して、生活困窮者（経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方）の相談に応じます。

生活保護に至るまでの早い時期から支援を始め、ご本人の状況や意思を確認しながら、包括的な支援を行います。

(2) 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方や失うおそれが高い方には、就労に向けた活動をすることを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

2. 相談窓口・受付時間

三木市役所 3 階 福祉課窓口

平日午前 8 時 30 分～午後 5 時

電話番号（専用ダイヤル）0794-89-2332

問い合わせ先 三木市健康福祉部福祉課
生活保護・生活困窮福祉グループ
電話 0794-82-2000（内線 2360）